

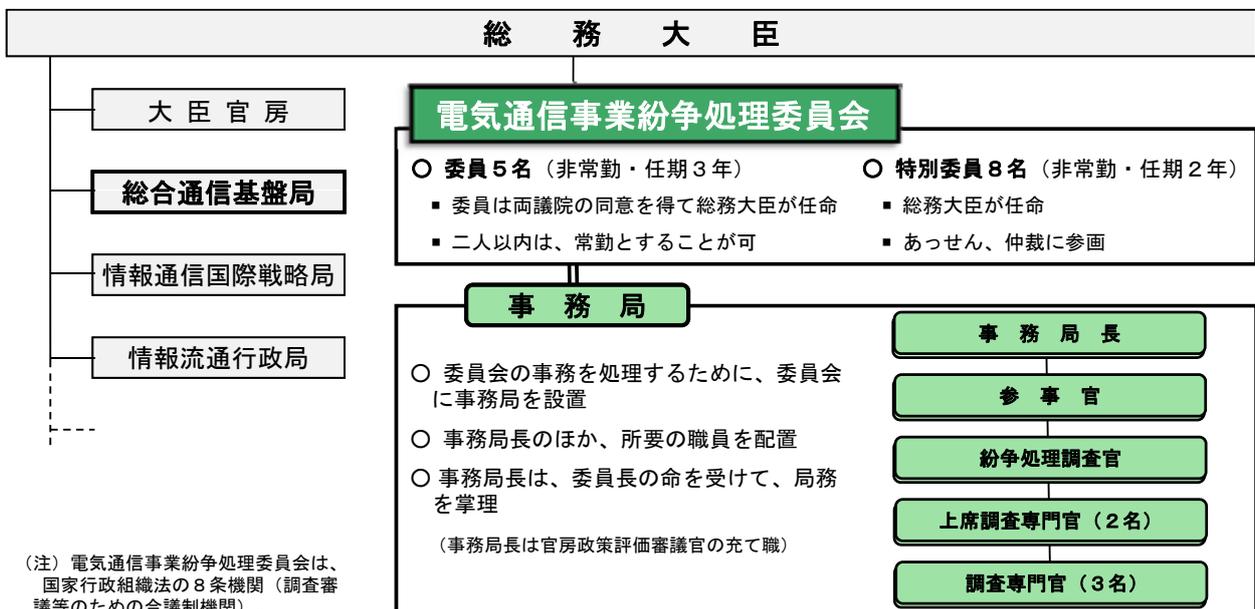
電気通信事業紛争処理委員会の概要

平成21年4月 電気通信事業紛争処理委員会 事務局

1. 電気通信事業紛争処理委員会の設置・組織

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置

- ・背景には、電気通信サービスの高度化・多様化により、接続等を巡る紛争が増大・複雑化したことなどがある。
- ・電気通信事業の競争ルール整備を担当する総合通信基盤局から独立した事務局を設けて専門性を確保する一方で、勧告制度等を通じて競争ルールの整備と紛争処理の連携を図っている。
- ・平成20年4月1日より、無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁手続を開始した。



(注) 電気通信事業紛争処理委員会は、国家行政組織法の8条機関（調査審議等のための合議制機関）。
根拠法は、電気通信事業法。

2-1. 委員の名簿

【委員】法律、経済・会計、通信工学等の有識者、任期3年

※年齢は21年4月1日現在

氏名	経歴・現職	任命日	任期満了日
たつおか すけあき 龍岡 資晃 (委員長) 	昭和16年9月28日 (67才)	平成19年 11月30日 (再任)	平成22年 11月29日
	平成15年 1月 広島高等裁判所長官 17年 5月 福岡高等裁判所長官 19年 4月 学習院大学専門職大学院法務研究科(法科大学院)教授(現職) ※平成19年 6月より電気通信事業紛争処理委員会委員に就任		
さかにわ こういち 坂庭 好一 (委員長代理) 	昭和23年8月3日 (60才)	平成19年 11月30日 (新任)	平成22年 11月29日
	昭和58年 4月 東京工業大学工学部助教授 平成 3年 6月 東京工業大学工学部教授 12年 4月 東京工業大学大学院理工学研究科教授(現職)		
おばた ひろし 尾畑 裕 	昭和33年8月4日 (50才)	平成19年 11月30日 (新任)	平成22年 11月29日
	平成 3年 4月 一橋大学商学部助教授 11年 5月 一橋大学商学部教授 12年 4月 一橋大学大学院商学研究科教授(現職) ※平成15年 1月～19年11月の間、電気通信事業紛争処理委員会特別委員		
とみさわ このみ 富沢 木実 	昭和22年4月30日 (61才)	平成19年 11月30日 (再任)	平成22年 11月29日
	昭和43年 4月 日本長期信用銀行入行 平成 2年 5月 長銀総合研究所産業調査部主任研究員 13年 4月 道都大学経営学部教授 18年 4月 法政大学大学院政策科学研究科客員教授 21年 4月 法政大学大学院政策創造研究科兼任講師(現職) ※平成13年11月より、電気通信事業紛争処理委員会委員に就任		
ふちがみ れいこ 淵上 玲子 	昭和29年8月2日 (54才)	平成19年 11月30日 (新任)	平成22年 11月29日
	昭和58年 4月 弁護士登録(現職)		

2-2. 特別委員の名簿

【特別委員】あっせん手続への参与等を行わせるために、総務大臣が任命する者、任期2年

※年齢は21年4月1日現在

氏名	生年(年齢)	現職	任命日	任期満了日
おの たけみ 小野 武美	昭和31年 (52才)	平成 9年 4月 東京経済大学経営学部教授(現職)	平成19年11月30日 (新任)	平成21年 11月29日
しろい ひろし 白井 宏	昭和33年 (51才)	平成10年 4月 中央大学理工学部教授(現職)	平成19年11月30日 (新任)	平成21年 11月29日
せざき かおる 瀬崎 薫	昭和36年 (47才)	平成19年 4月 東京大学空間情報科学研究センター准教授(現職) ※平成13年11月より、当委員会特別委員に就任	平成19年11月30日 (再任)	平成21年 11月29日
てらざわ ゆきひろ 寺澤 幸裕	昭和40年 (43才)	平成 5年 4月 弁護士登録(現職)	平成19年11月30日 (新任)	平成21年 11月29日
はせべ ゆきこ 長谷部 由起子	昭和32年 (51才)	平成16年 4月 学習院大学専門職大学院法務研究科(法科大学院)教授(現職) ※平成13年11月より、当委員会特別委員に就任	平成19年11月30日 (再任)	平成21年 11月29日
ひぐち かずお 樋口 一夫	昭和23年 (60才)	昭和53年 4月 弁護士登録(現職) ※平成17年11月より、当委員会特別委員に就任	平成19年11月30日 (再任)	平成21年 11月29日
もり ゆみこ 森 由美子	昭和42年 (41才)	平成20年 4月 関東学園大学経済学部教授(現職)	平成19年11月30日 (新任)	平成21年 11月29日
わかばやし ありさ 若林 亜理砂	昭和42年 (41才)	平成20年 4月 駒澤大学大学院法曹養成研究科教授(現職)	平成19年11月30日 (新任)	平成21年 11月29日

3. 電気通信事業紛争処理委員会の機能

あっせん・仲裁

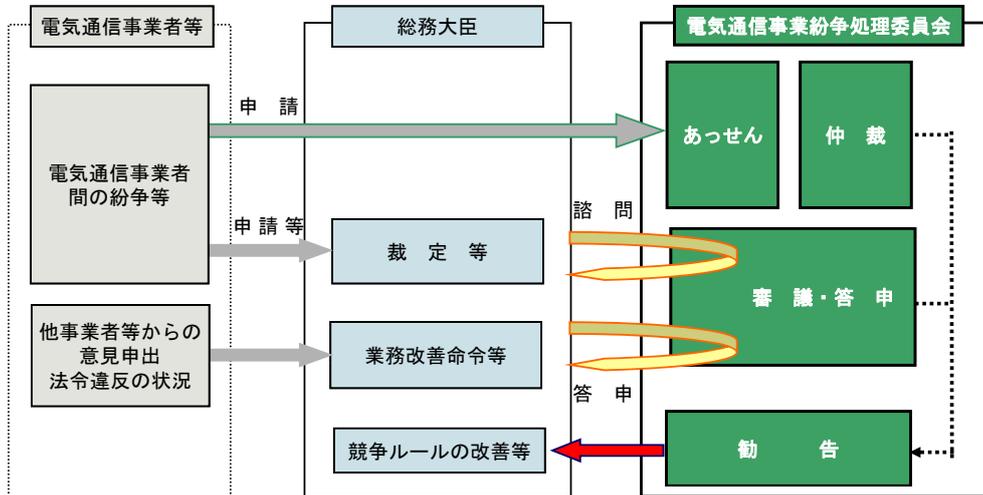
➤ 電気通信事業者間における接続や無線局の開設等に伴う混信防止等に関する紛争に対し、「**あっせん**」や「**仲裁**」を実施。

諮問に対する審議・答申

➤ **総務大臣が**、①接続協定の細目の裁定、②業務改善命令等の行政処分を行う際、**総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行う。**

勧告

➤ 以上を通じて明らかになった、**競争ルールの改善等について、総務大臣に対し勧告。**



相談

➤ 事務局に相談窓口を設け、事業者間のトラブル等の相談に応じている。

(参考) あっせん・仲裁の概要

《あっせん》

あっせん制度は、あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るものであり、強制的な効果は有していない。当事者相互の歩み寄りが期待できる軽度の紛争において、自主的な解決に導くことを目指した手続である。

- ・ あっせん委員は、委員会が指名（通例3人程度を指名）。
- ・ あっせん委員はあっせん案を作成し、当事者に提示できる。

《仲裁》

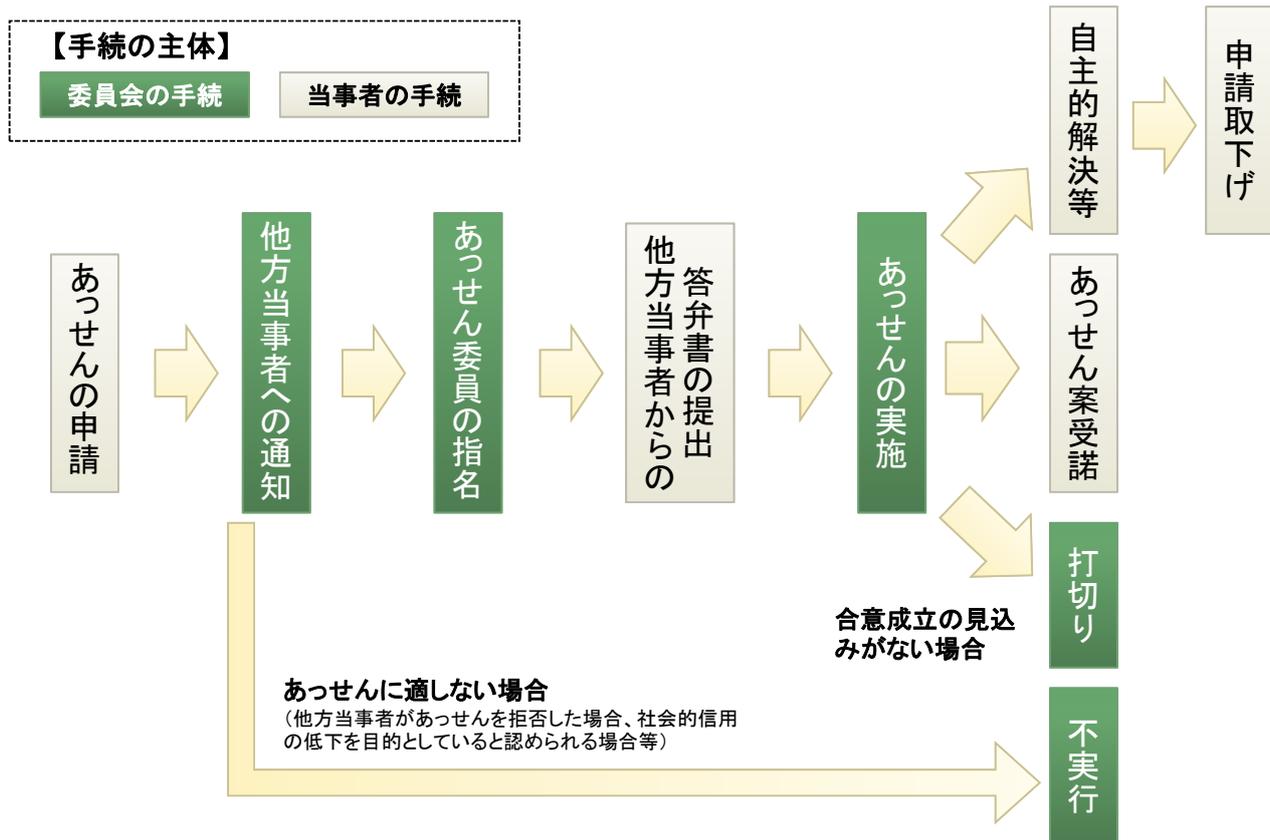
仲裁制度は、紛争当事者が仲裁委員の行う仲裁判断に服することを合意して行われる紛争解決手段である。当事者は、仲裁判断に不満があっても、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。

- ・ 仲裁委員は3人。原則として当事者が合意により選定したものを委員会が指名。
- ・ 仲裁については、仲裁法の規定を準用する。
- ・ 仲裁判断には、当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。

《主な対象事例》

- ① 電気通信設備の接続・共用に関する協定（料金、接続条件等）
- ② 卸電気通信役務の提供に関する契約（料金、提供条件等）
- ③ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための協定・契約（金額、条件等）
 - ・ 接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物・管路等の利用
 - ・ これらの情報の提供
 - ・ 契約の締結の取次や料金回収等の委託 等
- ④ 無線局の混信その他の妨害防止措置に関する契約

(参考) あっせん手続の概要



(参考) 「電気通信事業者」相談窓口

委員会では、事務局に「電気通信事業者」相談窓口を設け、電気通信事業者間のトラブルや無線局開設時等の混信に関するトラブルについて、幅広く相談に応じています。

◎例えば、こんな時、ご相談下さい。

- ✓ダークファイバや局舎、電柱の利用を断られて、困っている。手続きも簡素化できないか。
- ✓接続料や網改造料の算定方法、精算方法、担保の提供を巡り、相手事業者と協議が整わない。
- ✓無線局を開設するため、既存局と混信防止の協議を行っているが、難航している。
- ✓過去に類似の紛争事例はないか。どのように解決したのか、参考にしたい。
- ✓あっせん申請書の書き方がよく分からない。

◎事務局職員が、関係法令、過去の事例等を踏まえ、手続きの紹介やアドバイスをを行います。

相談は**無料**ですのでお気軽に

(((「電気通信事業者」相談窓口)))

[相談専用電話] 03-5253-5500

FAX 03-5253-5197

[相談専用メールアドレス]

e-mail:soudan@ml.soumu.go.jp

➤ご相談は、委員会のあっせんや仲裁手続きの利用を前提とするものではありません。協議中のものや今後の対応を決めていない案件についてもご相談下さい。

➤相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

➤当窓口のアドバイスにより、本格的な紛争になる前に解決した例もあります。

4. 委員会による紛争処理等の状況

1 あっせん 48件

2 仲裁 3件

3 諮問・答申 6件

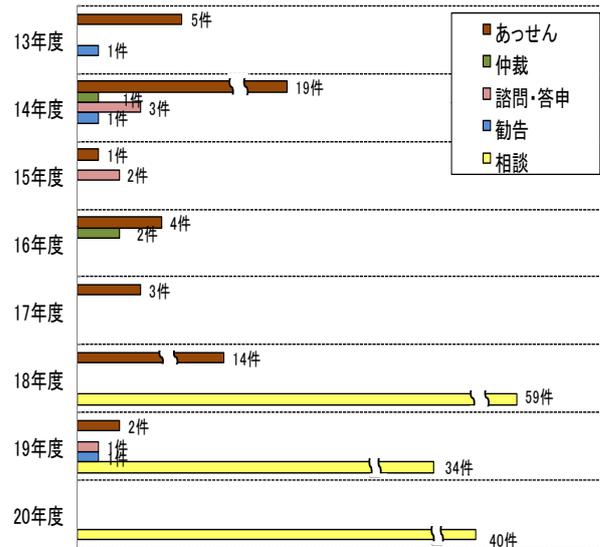
- 業務改善命令（2件）
- 料金設定権に関する裁定（1件）
- 土地等の使用に関する認可（1件）
- 接続に関する協議再開命令（1件）
- MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定（1件）

4 勧告 3件

- コロケーションのルール改善に向けた勧告（1件）
- 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告（1件）
- 接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告（1件）

5 相談 年間数十件

【紛争処理等の年度別件数】



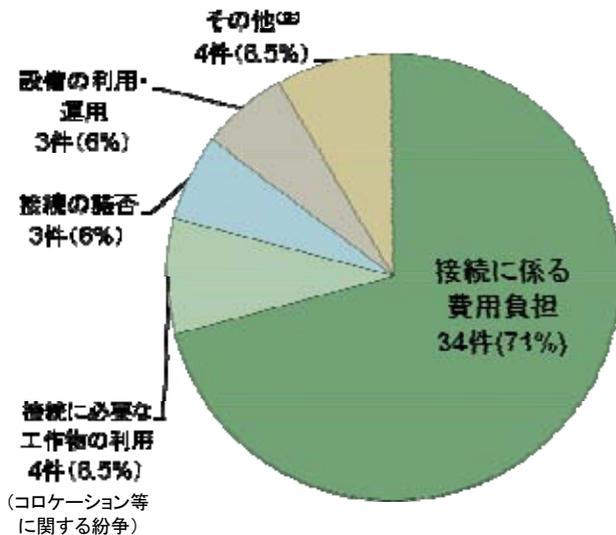
(注) 相談件数は、18年度以降のもののみ集計。同一案件に係る複数回の相談(電話・メール・来訪等)を含む。

【紛争処理等の処理期間】

- あっせん・仲裁 平均約44日
- 諮問から答申まで 平均約33日

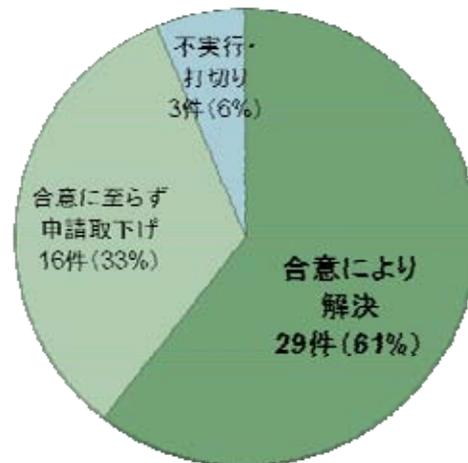
(参考) あっせん (48件) の内訳

1 あっせんの紛争内容



(注) その他の内訳は、接続協定の細目が2件、接続に必要な設備の設置が1件、電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎが1件

2 あっせんの処理結果



(注)「合意により解決」は、あっせんにより解決した終結事件26件及びあっせん実行前に当事者間で合意により解決し、申請が取り下げられた事件3件の合計。「合意に至らず申請取下げ」は、あっせん開始後に申請が取り下げられた事件を集計。

5. 委員会が果たしている役割

1 専門性を活かした迅速な紛争解決

紛争解決に要する時間: 平均約1か月半(2週間~8か月)
→費用・時間面で当事者の負担軽減、早期サービス開始による利用者利便向上

【参考】 総合規制改革会議 14年度中間とりまとめ(平成14年7月23日)
第3章 1. (3) 2) 専門的機関の整備
1. 電気通信事業分野では、平成13年に電気通信事業紛争処理委員会が設置され、専門性及び中立性が確保された体制の下で、迅速な対応がされている。

2 紛争の未然防止

- ・「電気通信事業者」相談窓口を設けて、本格的に紛争化する前段階においても当事者からの相談に対応(→この段階で解決するケースもある)
- ・過去の紛争処理事案に関する情報を積極的に公開(ウェブサイト、紛争処理マニュアル)。委員会の紛争処理の前例を事業者が参照することにより、類似多数の紛争の発生を未然に防止

3 セイフティネット機能

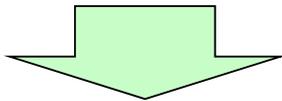
- ・電気通信事業者は他事業者との協議にあたり、万一、紛争化した場合であっても、委員会という公正中立な第三者機関の場で自己の考え方を主張できる機会が保障されていることで、事業展開に際して安心感を持つことができる。

4 総務大臣への「勧告」を通じた、競争ルールの改善

- ・ブロードバンドサービスの競争促進、固定発着電話料金の低廉化などに一定の貢献

6. 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の開始

- ・周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となるおそれがある。



電波法・電気通信事業法の一部改正 (平成20年4月1日施行)

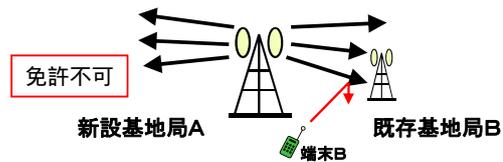
- 電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
- 委員会では、「無線局紛争処理マニュアル」及びパンフレットを作成・配布し、新しい制度の周知を実施。

【あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局】

- ・ 電気通信業務の用に供する無線局
- ・ 放送の業務の用に供する無線局
- ・ 地方公共団体の防災行政事務等の用に供する無線局
- ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
- ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
- ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
- ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局

以前の状態

新設基地局Aの発射電波が、既存基地局Bの通信を妨害
→ Aの開設は不可。

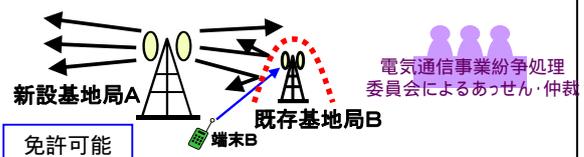


新制度

電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、Aからの妨害がないよう、Bを改造。

→ Aの開設が可能。

☆A、B共に、電波の利用が可能。



※無線局間の調整における主な論点

- ・ 干渉許容レベルについての認識差の調整
- ・ 妨害回避策の選定(出力の低減、アンテナの方向の変更、干渉低減フィルタの追加、周波数変更等)
- ・ 上記回避策のための費用の負担方法の決定

7. 委員会の機能強化に向けた取組

1 紛争処理に関する情報収集等の強化

今後、次世代ネットワーク(NGN)の構築、無線ブロードバンド事業者やMVNOの参入などを背景として、新たな紛争の発生が想定される。

⇒情報通信の専門家等との意見交換、施設見学、諸外国の調査、基礎資料整備の強化

2 委員会の認知度・利便性の向上

⇒パンフレットの新規作成(H20.2,H20.6)・改訂(H21.4)、ウェブサイトの刷新(H20.4)・改善(H21.3)
地方における業務説明会・相談会の実施(H20.11~H21.2)
電気通信事業者等へのアンケート・ヒアリング実施(H19.12~H20.2, H20.11~H21.2)
事業者団体等への周知活動の強化

3 委員会の知見の情報発信の強化(競争ルールへのフィードバック)

⇒適切に「勧告」を実施(H19.11)
総務大臣への年次報告書の充実(H20.4, H21.4)

4 紛争処理機能の強化・制度整備への対応

⇒無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の周知(H20.4~)
有識者、総務省関係部局等との意見交換

《参考》 総務省「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月19日策定、平成19年10月23日改訂)

「電気通信事業者とコンテンツプロバイダー等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等(電柱・管路などを含む)の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。」

※情報通信審議会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」等においても、委員会の業務範囲の拡大について検討している。

紛争処理事例

(参考) 紛争事例(1) NTTの局舎スペース等の利用に関するあっせん

■ 概要

ADSL事業者が、NTT東日本の12のビルにおいて、相互接続点の設置のためのコロケーションスペース、電源等の利用が不可との回答をNTT東日本から受けたことから、それらの利用ができるようあっせんに申請（平成14年2月1日申請）

■ あっせん手続の結果

あっせん対象の12のビルについて、平成14年2月中にADSL事業者による自前工事着工ができるよう双方協力を行うことで、両者が合意

◎ 勸告（本件の背景として、他の事業者が、既にスペース等を大量に予約していた状況があったことから）

コロケーションについて、現状では接続事業者からの利用請求の先後のみが優先度として考慮されていることを改め、請求の先後に加え、利用の緊急性も優先度として考慮されるように、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において措置が講じられるよう総務省において配慮すること。

◎ その後の状況

NTT東西の接続約款が変更され、コロケーションルールが整備された。

(参考) 紛争事例(2) 固定電話と携帯電話の料金設定に関する裁定

■ 概要

固定電話事業者が、固定発携帯着の利用者料金について、固定電話事業者が料金を設定すべきとして、携帯電話事業者に対し接続に関する裁定を総務大臣に申請(平成14年7月18日申請)

■ 諮問内容

携帯電話事業者が利用者料金を設定することが適当

■ 答申内容

固定電話事業者が利用者料金を設定することが適当

◎ 勸告

上記答申において「接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを早急に整備することが必要」である旨勸告

◎ その後の状況

答申に沿い大臣による裁定が行われた（平成14年11月22日）。また、総合通信基盤局は、研究会を開催し、その報告書を踏まえて、「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」を公表（平成15年6月25日）。

その後、固定発携帯着の料金について、競争が進展し、料金の低廉化が実現。

(参考) 紛争事例(3) ADSL事業者によるNTTの中継ダークファイバとの接続の諾否に関するあっせん

■ 概要

ADSL事業者がサービス提供を拡大するため、NTT東・西の局舎間を結ぶ中継ダークファイバとの接続を申請したが、「空き回線がない」という理由で断られたことから、それらの中継ダークファイバの利用ができるようあっせんに申請(平成16年8月31日申請)

■ あっせん手続の結果

両当事者が、以下のあっせん案を受諾し、あっせん終了

- 1) ADSL事業者の質疑に対し、NTT東・西は、客観的に見て納得しうる説明を行うこと。
- 2) NTT東・西は、中継光ファイバの自社利用と他事業者利用申込との同等性の確保を遵守すること。
その際、同等性の確保について、客観的に見て疑念を持たれることのないよう配慮すること。

また、NTT東・西の回線の両端に波長多重装置を設置してADSL事業者に提供することを含め、協議を行うことでも合意

(参考) 紛争事例(4) MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定

■ 概要

PHSを利用してMVNO事業を行っている事業者が、NTTドコモの携帯電話網(3G)を利用したMVNO事業を行うことを希望したが、NTTドコモとの接続協議が調わないことから、接続協定の細目に係る裁定を総務大臣に申請(平成19年7月9日申請)

■ 諮問内容

本件接続における料金設定は、「エンドエンド料金」としMVNO事業者の利用者料金設定権を認めることが相当。また、料金体系は、帯域幅課金とすることが相当
接続料の金額、開発を要する機能等は、細目協議に至っておらず、裁定を行わない。

■ 答申内容

諮問内容は、概ね適当であるが、帯域幅課金については、ネットワークの輻輳対策について協議が調うことを条件とすることが適当

◎ 勧告

裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映することのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じること。

◎ その後の状況

答申に沿い大臣による裁定が行われた(平成19年11月30日)。
また、総合通信基盤局では、勧告も踏まえて、MVNOガイドラインの改定に向け、パブリック・コメントを実施し、平成20年5月19日に再改定した。

